

川越市自転車駐車場利用許可審査基準（案）

（趣旨）

第1条 自転車駐車場利用許可事務については、川越市自転車駐車場条例（昭和五十七年条例第十号。以下「条例」という。）及び川越市自転車駐車場条例施行規則（昭和五十七年規則第十四号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この審査基準に定めるところによる。

（利用者）

第2条 条例第4条第4号の「その他市長が認める者」は、各自転車駐車場の収容能力の範囲内で、市内の学校への就学又は市内の事業所への勤務以外の目的で、市外から目的地への移動のため自転車駐車場の利用を希望する者とする。

（利用率の基準）

第3条 前条に規定する自転車駐車場の収容能力は、各自転車駐車場における定期利用の収容可能台数の9割5分以下とする。

2 前項の規定は、利用許可の申請がなされた時点で判断するものとする。

（その他）

第4条 この審査基準に定めるもののほか、自転車駐車場利用許可に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和 年 月 日部長決裁）

この審査基準は、決裁の日から施行する。